

☆ SUBARU TIMES ☆ 11月号

特例事業承継税制の計画提出期限が迫っています！！

事業承継税制とは、一定の要件などを満たした場合、後継者が贈与または相続などで取得した株式などにかかる贈与税・相続税の納税を猶予し、その後、先代経営者の死亡などで猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。2018年には、事業承継のさらなる促進のため、10年間の期間限定の特例措置として「法人版事業承継税制の特例」が創設されました。

この特例措置を受けるには、**特例承継計画の提出が必要です**。2021年12月に発表された税制改正大綱で、提出期限が2023年3月31日から1年延長され、**2024年3月31日に延長されています**。

2027年12月31日までに事業承継の可能性がある場合は提出をぜひご検討ください。

提出はしたけれど予定変更で特例措置を受けない、ということも可能です。

特例措置と一般措置の比較

経済産業省 「経営承継円滑化法-申請マニュアル」より

	特 例 措 置	一 般 措 置
事前の計画策定 ※1	6年以内の特例承継計画の提出※ 〔 2018年4月1日から 2024年3月31日まで 〕	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔 2018年1月1日から 2027年12月31日まで 〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化に 対応した免除	あり	なし
相続時精算課税の 適用 ※2	60歳以上の者から 18歳以上の者 への贈与	60歳以上の者から18歳以上の 推定相続人・孫への贈与

- ◆令和4年4月1日施行の改正施行規則により、特例承継計画の提出期限は1年延長されます。
- ◆成人年齢引下げに伴い、受贈者年齢要件は「18歳以上」になりました（改正前は20歳以上）。
- ◆個人版事業承継税制の「個人事業承継計画」の提出期限も2024年3月31日です。

No.110 令和5年11月6日発行 【担当】櫻井 朋美



税理士法人 昂

【熊本オフィス】
〒860-0844 熊本市中央区水道町8-6-8階
TEL:096-342-6307 FAX:096-342-6308

【筑紫野オフィス】
〒818-0023 福岡県筑紫野市若江140番地4-2階
TEL:092-555-9205 FAX:092-555-9206